

「くじ」による落札(候補)者の決定方法について

地方自治法施行令第167条の9の規定に則り、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときのくじの方法は、次のとおりとし、落札(候補)者を決定します。

1 電子入札システムで発注する案件（一般競争入札、競争見積り合わせ）

(1) 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。(くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします)

(2) くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その余りに 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x+y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

(例) $x = 16$, $y = 250$, $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

(3) 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝落札(候補)者」とします。

※同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札(候補)者は 1 名です

2 「1 電子入札システムで発注する案件」が再開札となった場合

電子入札システムで開札時に落札(候補)者を決定した後、予定価格の訂正などで再開札(設計違算に関する事務取扱要綱第4条第2項及び第5条第2項に規定するもの。)を行った場合のくじ方法は以下のとおりです。

「1 電子入札システムで発注する案件」と同様に処理しますが、発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数の値には、「3 郵便入札で発注する案件」に記載の当該入札事務に関係のない横須賀市職員を代表立会人とした立会人くじ番号を使用します。

※立会人くじ番号は、職員が0～9の数字が書かれた棒を1本ずつ計3回(計3本)引き、3桁の数字を決定します。(棒は1回づつ戻し、1回目が百の位、2回目が十の位、3回目が一の位とします。)

3 郵便入札で発注する案件（一般競争入札、競争見積り合わせ）

(1) 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。(くじ番号が同値の場合は、入札者名順(五十音順)とします)

(2) くじ番号合計値 x に立会人くじ番号 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その余りに 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x+y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

(例) $x = 16$, $y = 250$, $z = 3$ の場合

入札制度関連情報＜共通＞

YOKOSUKA CITY

$$(16+250) \div 3 = 88 \text{ 余り } 2$$

$$\text{当選数} = 2 + 1 = 3$$

(3) 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝落札(候補)者」とします。

※同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札(候補)者は1名です。

- * くじ番号は、くじ対象業者が入札書に記入した任意の3桁の番号です。未記入の場合は000とします。
- * 立会人くじ番号は、開札時に代表立会人がくじを引いて決定する3桁の番号です。
- * 代表立会人は、順位番号が「抽選参加業者数 \div 2(小数点以下切上)」に該当する方とします。都合により来庁できない場合は、該当する順番に近い参加者の方をお願いします。なお、代表立会人がいない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を代表立会人とします。

(例) 抽選参加業者数が11者のとき

$$11 \div 2 = 5.5 \text{ よって、順位番号が6番目の者。}$$

ただし、都合により来庁できない場合は、5番目、7番目…の順番をお願いします。

4 その他

前述の発注方法に必要な条件を満たしていない、又は前述の発注方法以外に発注するときは、くじの対象となる入札者がくじ棒を引く方法により落札(候補)者を決定します。

詳細は、以下のとおりです。

【くじの方法】

- (1) 0～9の数字が書かれた棒から1本引きます。
- (2) その後(1)で引いた棒を戻さず、残り9本の棒から1本引きます。
- (3) 「くじ番号」は、1回目に引いた数字を一の位、2回目に引いた数字を十の位とします。
《例》1回目に引いた数字が“3”、2回目が“9”の場合、くじ番号は“93”です。
- (4) 「くじ番号」が最も大きい番号の入札者が落札(候補)者となります。
- (5) 「くじ番号」が同一である者が複数いたときは、その対象者だけで(1)～(4)を再度行います。
 - * くじの対象となる入札者が都合により来庁できない又はくじに応じない場合は、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引きます。
 - * くじの方法が入札公告に記載されている場合は、入札公告に記載しているくじの方法が優先されます。

5 くじによる落札候補者が落札決定までの間に落札外又は無効となった場合の取扱い

くじにより落札候補となった者が、落札決定までの間に落札外又は無効となった場合は、当該落札候補者の次の順位番号の者(当該落札候補者の順位番号が最後位の場合は1位の者)を落札候補者として取扱います。

なお、次の入札順位の者も落札外又は無効である場合は、順次、次の入札順位の者を落札候補者とします。

【落札外となる場合の主な例】

- 工事の技術者配置要件を満たさないとき。
- 積算内訳書の工事価格が入札金額と異なっているとき。
- 積算内訳書の工事価格に記載がないとき。
- 当市発注の手持ち工事件数が、別途定められた上限件数に達しているとき。

〔無効となる場合の主な例〕

- 入札書に予定技術者届又は積算内訳書が添付されていないとき。
- 指名停止措置を受けたとき。
- その他入札参加条件を満たさなくなったとき。

平成24年10月1日改正

平成25年4月1日改正

平成27年4月1日改正

平成29年10月2日改正

平成30年2月9日改正

平成30年4月1日改正

平成30年12月19日改正

令和6年4月1日改正